

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成19年6月21日(2007.6.21)

【公表番号】特表2002-543404(P2002-543404A)

【公表日】平成14年12月17日(2002.12.17)

【出願番号】特願2000-615148(P2000-615148)

【国際特許分類】

G 0 1 N	35/00	(2006.01)
B 0 4 B	5/00	(2006.01)
B 0 4 B	13/00	(2006.01)
G 0 1 N	1/10	(2006.01)
G 0 1 N	33/48	(2006.01)
G 0 1 N	33/86	(2006.01)
A 6 1 L	24/00	(2006.01)
G 0 1 N	1/28	(2006.01)

【F I】

G 0 1 N	35/00	E
B 0 4 B	5/00	A
B 0 4 B	13/00	
G 0 1 N	1/10	H
G 0 1 N	1/10	V
G 0 1 N	33/48	C
G 0 1 N	33/48	Z
G 0 1 N	33/86	
A 6 1 L	25/00	A
G 0 1 N	1/28	J

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月16日(2007.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】マイクロプロセッサおよびメモリを備えた血液処理装置と、

ユーザインターフェースおよびスクリプトジェネレータを有する外部コンピュータとを含む血液処理装置を制御するためのシステムであって、

前記血液処理装置が各々1つ以上の各作動を行う複数のデバイスを有しており、

前記スクリプトジェネレータが前記複数のデバイスおよび前記各作動に関連するデバイス情報および作動情報を含んでおり、

前記ユーザインターフェースが前記デバイス情報および前記作動情報を表示するよう構成され、

前記外部コンピュータが前記複数のデバイスの前記各作動の選択された1つを示す選択された一連のステップを記録し、

前記スクリプトジェネレータが前記血液処理装置の前記マイクロプロセッサによって読み取り可能なカスタム解釈言語で前記選択されたステップを出力し、そして、

前記スクリプトが前記血液プロセッサの前記メモリ内にロードされるようにした、血液処理装置を制御するためのシステム。

【請求項 2】 前記選択された一連のステップは、
 血球から血漿を分離するために第 1 チャンバ内の全血を回転させるステップと、
 前記第 1 チャンバから第 2 チャンバへ血漿を引き出すために血液試料ユニットのピストンを動かすステップと、
 前記第 2 チャンバ内の前記血漿と前記血漿中のフィブリノゲンをフィブリン重合体内へ転換させる酵素とを混合するステップと、
 前記第 2 チャンバ内へシリンジから溶解用緩衝液を放出するステップと、
 フィブリン単量体溶液を形成する目的で前記緩衝液中に前記フィブリン重合体を溶解するために交互の方向に前記血液試料ユニットを回転させるステップと、
 前記第 2 チャンバ内へ酵素捕捉試薬を放出するステップと、
 前記フィブリン単量体溶液が前記血液試料ユニットの第 3 チャンバ内へ流入するように前記血液試料ユニットを操作するステップと、
 前記フィブリン単量体が環状フィルタを通って前記血液試料ユニットの第 4 チャンバ内へ流入するように前記血液試料ユニットを回転させるステップと、
 前記フィブリン単量体を前記シリンジ内へ移すステップとを含む、請求項 1 記載の血液処理装置を制御するためのシステム。

【請求項 3】 前記血液処理装置の前記メモリが前記スクリプトおよび相違するスクリプトを含んでおり、これにより、複数のスクリプトを定義し、
 前記血液処理装置が、前記血液試料ユニットの標識を読み取って前記標識に対応する指示を提供するリーダを含んでおり、
 前記マイクロプロセッサが前記指示に基づいて複数のスクリプトから 1 つを選ぶ、請求項 2 記載の血液処理装置を制御するためのシステム。

【請求項 4】 前記リーダがバーコードリーダである、請求項 3 記載の血液処理装置を制御するためのシステム。

【請求項 5】 前記スクリプトジェネレータがさらに限界値情報を含んでおり、
 前記選択された一連のステップが前記ステップの各々について各パラメータ情報を含んでおり、
 前記ユーザーインターフェースが前記パラメータ情報における無効な数値をチェックするために前記限界値情報を使用する、請求項 1 記載の血液処理装置を制御するためのシステム。